

# 市設置高度処理型浄化槽の管理について

## 市で行う管理は

設置完了後は、浄化槽の維持・管理を全て市で行います。

- ・水質検査として、浄化槽法第7条に基づき設置後3～8カ月の間に行います。
- ・定期検査として、浄化槽法第11条に基づき毎年1回行います。
- ・保守点検として、浄化槽法第10条に基づき毎年3回(4カ月おき:個人宅の場合)行います。
- ・浄化槽内の清掃として、浄化槽法第10条に基づき毎年1回行います。
- ・浄化槽に関わる故障の対応についても市が行います。  
(但し、故意に損傷させた場合などは個人負担の場合もあります。)
- ・市が委託契約した業者が皆さんのお宅を訪問し、点検や修繕を行います。

以上に係る費用は全て市の負担となりますので、お金の請求はありません。

浄化槽がおかしかったり、故障した場合はシールに記載の**管理番号(受付番号)**を連絡してください。  
(但し、管理に係る水道料金は、相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例第30条に基づき使用者の負担になります。)

高度処理型浄化槽は10年以上のご利用をお願いします。

自己の都合により移設や撤去を行う場合は使用者の負担となります。

## 使用される皆さんへのお願いとご協力について

### ◆ 台所では

- 使った油は、流しなどに流さず、ゴミと一緒にしてください。
- なべや皿のひどい汚れは紙でふいてから洗ってください。
- 三角コーナーには細かいネットをかぶせてください。

### ◆ 洗濯する時には

- 無りん洗剤を使うようお願いします。(中性洗剤等)
- 洗剤はかならず適量をはかってから使うようにしてください。
- 漂白剤は適量を使うようお願いします。

### ◆ トイレでは

- 紙おむつ、衛生用品、たばこの吸殻を流さないようにしてください。
- トイレトーパーを使用してください。
- 塩酸系の薬品は使わないようにしてください。(普通のトイレ洗剤はOKです)

### ◆ 浄化槽本体については

- 浄化槽のフタの上には、物置など動かせないようなものは置かないでください。
- 殺虫剤は使わないでください。
- フロアの電源は絶対に切らないでください。
- 停電した後、復旧後には浄化槽の電源が入っているか確認してください。

### ◆ ディスポーザー(単体・システム)の設置について

- 浄化槽へはディスポーザー(システム)を設置しないようにお願いします。

### ◆ 既存浄化槽を撤去するお客様について

- 既存浄化槽の保守点検をされていた業者へ、浄化槽廃止の連絡をお願いいたします。

## 浄化槽の管理番号

市が設置した高度処理型浄化槽は、市が維持管理することから個々に管理番号をつけています。皆さんの使用している浄化槽が故障や普段と違うなど感じた時などに、市へ連絡していただき、管理番号を伝えてください。

市あるいは市が委託した業者が確認にまいります。

問合せ先：津久井下水道事務所 電話：042-780-1410

（平成28年度から課の名称が津久井下水道事務所に変わりました。）

### 【管理番号シール】

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 管理番号                | H00 - 0000 |
| 浄化槽管理者：相模原市長        |            |
| 問合せ先：津久井下水道事務所      |            |
| 電話：042-780-1410（直通） |            |